

情報公開審査会答申の概要

答申第 953 号（諮問第 1607 号）

件名：平成 28 年度市町立小中学校の旅費チェックの職員の割り当て、予定と結果の表に係る決裁文書一式の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 31 年 3 月 29 日

2 原処分

平成 31 年 4 月 12 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 7 月 12 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 11 月 7 日

5 答申

令和 2 年 10 月 26 日

6 答申の内容

(1) 審査会の結論

愛知県教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

(2) 審査会の判断

ア 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、給与等支給状況調査（以下「本件調査」という。）の実施について各市町教育委員会教育長に対して通知する文書等に係る決裁文書のうち、平成 28 年度に作成したもの（以下「平成 28 年度本件調査文書」という。）であると解される。

イ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 実施機関によれば、本件調査に係る文書は、例年、愛知県教育委員会尾張教育事務所（以下「尾張教育事務所」という。）総務課長が、愛知県教育委員会行政文書管理規程（以下「規程」という。）別表の「その他 1 年間保存する必要があると認める行政文書」に該当するとして、その保存期間を 1 年と定めているものであるため、平成 28 年度本件調査文書についても、保存期間は 1 年であり、平成 29 年度末に保存期間が満了し、既に処分されているとのことである。

(イ) また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、定期監査に関する文書の保存期間は 3 年と整理しているが、本件調査は、定

期監査そのものではなく、定期監査に向けて、所管する市町立小中学校等の教職員に係る各種給与等の支給状況について、事前に点検するという性質のものであることから、本件請求対象文書は、定期監査に関する文書ではないとのことである。そして、本件請求対象文書は、各種給与等の点検に関する文書であることから、毎年「給与」というファイル簿冊で管理しているとのことである。

さらに、本件調査は、尾張教育事務所が独自に毎年実施しているものであって、会計検査院からの指摘を受けて創設されたものではないとのことである。

(ウ) そこで、当審査会において規程、平成 29 年度の保存文書目録（廃棄）及び令和元年度給与等支給状況調査の実施についての決裁文書等の内容を確認したところ、本件請求対象文書は、「給与」というファイル簿冊で管理されており、規程に基づき保存期間が 1 年と定められていることが認められた。また、当該ファイル簿冊は、平成 29 年度の保存文書目録（廃棄）の経過措置の欄に廃棄と記載されていることが認められた。さらに、本件請求対象文書は、尾張教育事務所が毎年独自に実施している各種給与等の支給状況の調査に関する文書であって、定期監査に関する文書及び会計検査院の検査に関する文書ではないことが認められた。

(エ) これらのことから、本件請求対象文書の保存期間は 1 年であり、既に廃棄済みであるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

別記

尾張教育事務所 平成 28 年度、夏～秋にかけて、市町教育委員会、市町立小中学校の旅費チェック。場所 三の丸庁舎地下。

上記の尾張教育事務所職員の割り当て、予定と結果、表。

決裁文書一式